

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第123回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年6月24日（金）10時00分～10時10分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）総務省

北林総合通信基盤局電気通信事業部長、
川野料金サービス課長、相良料金サービス課課長補佐

（3）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

諮問事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指
定について【諮問第3152号】

開 会

○三友部会長 おはようございます。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第123回を開催いたします。本日はWeb会議を開催しておりまして、委員8名中全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

Web審議となりますので、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。本日は、諮問事項1件でございます。

議 題

(1) 諮問事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について【諮問第3152号】

○三友部会長 諮問第3152号「電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について」、まず総務省から御説明をお願いいたします。

○相良料金サービス課課長補佐 ありがとうございます。総務省でございます。

資料123-1に基づきまして、電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について、御審議いただきたく、御説明をさせていただきます。

お開きいただいた資料、1枚目は目次となっております。

1ページお進みいただきまして、2枚目は諮問書となっております。

具体的な内容の説明につきましては、3枚目以降、横書きのスライドにて御説明をさせていただければと思います。1ページおめくりいただければと思います。右肩、1ページと書いているスライドでございます。

電気通信事業法第27条の3等のルールの概要でございますけれども、このスライド上部の枠に記載しておりますとおり、モバイル市場の公正な競争を促進するため、携帯

電話事業者及び代理店に対する規律を設けているものでございます。

具体的な内容といたしましては、下の表に記載しておりますとおり、左側、通信料金と端末代金の分離について定めるもの、例えば端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止、通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を2万円に制限するものであり、また右側、行き過ぎた囲い込みの禁止の観点から、期間拘束契約の期間の上限を2年に定める、違約金の上限を1,000円に定める、こういった規定を競争の観点から設けてございます。

上部の枠にお戻りいただきますと2ポツ目、3ポツ目で対象役務、対象事業者に言及しておりますとおり、この規定につきましてはそれぞれ対象となる役務と事業者を指定する形を取ってございます。

1ページお進みをいただければと思います。右肩2ページでございます。規律の対象となる移動電気通信役務及び電気通信事業者の指定の箇所でございます。

こちらにつきまして、この上部の枠に記載のとおり、条文上、役務と事業者の指定について規定をしているところでございます。具体的には、引用しておりますとおり、電気通信事業法第27条の3第1項におきまして、総務省令で定めるところにより、まず移動電気通信役務の中で事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして役務を指定し、また、そういった役務を提供する電気通信事業者をさらにこの条文の規定の適用を受ける事業者として指定することができる旨の規定を置いているものでございます。

第2項を略してございますけれども、先ほど申し上げたような内容の条文となっております。

第3項におきまして、今申し上げた役務の指定及び事業者の指定は、告示によって行うことを定めているものでございます。

枠外の矢印1つ目を御覧いただければと思います。対象となる移動電気通信役務につきましては、この法律及び電気通信事業法施行規則の改正当時に当審議会で御審議いただいたものから変わってございません。

①に指定する役務とありますとおり、主に携帯電話サービス等と御理解いただければと思います。②については、①の中から適用外として個別に除外するものとして、例えば2の卸電気通信役務や、3の法人相対契約などを定めているところでございます。

その下の矢印でございます。対象となる電気通信事業者は、本件により御審議いた

いた上、改めて指定をさせていただきたいと考えてございます。

1 ページおめくりいただければと思います。右肩3 ページでございますけれども、規律の対象となる電気通信事業者の指定の基準をお示ししているものでございます。

こちらは電気通信事業法施行規則において、基準を設けて指定を行っているもので、下の図が分かりやすいかと思っておりますけれども、競争への影響を鑑みまして、まず、MNO、自ら設備を持って事業を行う事業者につきましては全て指定しているところでございます。

それから、赤い線で囲んだ吹き出しとしておりますけれども、MNOの特定関係法人のうち、移動電気通信役務を提供しているものにつきましては、規律の潜脱防止のため、全て指定をしているところでございます。

それから、残りがMVNOでございます。こちらにつきましては、移動電気通信役務の利用者の数の割合が市場シェアの0.7%、約100万契約を超えるものについて指定をすることとしてございます。

こうした基準に照らし、特定関係法人の事情の変更、あとはMVNOの利用者について、前年度末時点の数値を用いて割合を計算し、この時期に指定事業者を改める旨、お諮りをするにしているものでございます。

もう1 ページお進みいただければと思います。今回お諮りする指定電気通信事業者の見直しの具体的な内容でございます。右肩4 ページでございますけれども、今回は、中枠1つ目に記載のとおり、MNOの特定関係法人であるMVNOにつきまして事情の変更がございました。変更の内容は、事業開始の予定、親会社であるMVNOへの吸収合併、それから、対象となる役務の提供終了でございますけれども、下の表を御覧いただければと思います。

赤く囲っている中で、まず、NTTドコモの特定関係法人でございます。①NTTレゾナントを赤で追記してございますけれども、同社は規律の対象となる移動電気通信役務の提供を新たに開始する予定でございますので、追加するものでございます。

それから、ソフトバンクの特定関係法人を御覧いただければと思います。4社中3社に赤字で斜線を引いてございますけれども、まず、一番上にあるウィルコム沖縄と一番下にあるLINEモバイルにつきましては、これはソフトバンクに吸収合併されておりますので、今回指定から除外するものでございます。加えて、真ん中のSBパートナーズにつきましては、対象となる役務の提供を終了しましたので、指定から除外するもの

でございます。

それから、上部の枠にお戻りいただきますと、2ポツ目でございます。その他のMVNOにつきましては、直近の利用者数の割合を踏まえましても、現在の対象事業者から変更はございません。

こうした事情を踏まえ、現状の告示で34社を指定しておりますけれども、そこに1社を追加し、3社を除外しまして、合計32社を新たに指定する告示を制定させていただければと思っております。

以降のページにつきましては、今申し上げたものを内容とした告示の案を付しているものでございます。

内容の説明については以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○三友部会長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。何かございましたらよろしく願いいたします。特にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、特段御質問あるいは御意見がございませんようでしたら、本件につきまして、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、6月25日（土）から7月25日（月）までといたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

○三友部会長 本日の審議は以上でございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 次回の電気通信事業部会については、また別途御連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会